法務省民商第１４号
平成２７年２月６日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局商事課長
（　公　印　省　略　）

会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記記録例について（依命通知）

会社法の一部を改正する法律（平成２６年法律第９０号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第９１号）が本年５月１日（以下「施行日」といいます。）から施行されることに伴い，商業・法人登記記録例を別紙のとおり定めましたので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，この記録例に抵触する従前の記録例に関する通達及び回答等は，施行日をもって変更するものとします。

目　次

第１節　株式会社の登記

第１　設立に関する登記 ―― 1

１　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合 ―― 1

２　監査等委員会設置会社の場合 ―― 2

第２　役員に関する登記 ―― 4

１　監査等委員である取締役が就任した場合 ―― 4

２　監査等委員である取締役が退任した場合 ―― 5

(1) 任期満了の場合 ―― 5

(2) 辞任の場合 ―― 5

(3) 欠格事由が生じた場合 ―― 5

（参考）任期満了により退任した監査等委員である取締役が，同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合 ―― 6

３　監査等委員である取締役が重任した場合 ―― 7

４　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めに関する登記 ―― 8

(1) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止した場合 ―― 8

(2) 新たに監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合 ―― 8

５　監査等委員会設置会社の定めに関する登記 ―― 9

(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合 ―― 9

(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合 ―― 11

６　重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記 ―― 13

(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合 ―― 13

(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合 ―― 13

７　非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記 ―― 14

(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合 ―― 14

(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合 ―― 14

８　社外取締役に関する登記 ―― 15

(1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合 ―― 15

(2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合 ―― 15

第３　一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記 ―― 16

１　監査等委員である仮取締役を選任した場合（会社法第３４６条，第９３７条） ―― 16

２　後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合 ―― 16

第４　監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記 ―― 17
１　職務執行を停止した場合（会社法第９１７条） ―― 17
２　職務代行者を選任した場合（会社法第３５２条，第９１７条） ―― 17
〔注〕仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合 ―― 17
３　職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第９１７条） ―― 18
４　職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第９１７条） ―― 18
５　職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第９３７条） ―― 19
第５　解散に関する登記 ―― 20
監査等委員会設置会社が解散した場合 ―― 20
第６　経過措置 ―― 22
１　会社法の一部を改正する法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合 ―― 22
２　会社に対する責任の制限の登記 ―― 23
(1) 施行前の登記 ―― 23
(2) 施行後の登記 ―― 23
３　指名委員会等設置会社に関する登記 ―― 24
(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記 ―― 24
(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記 ―― 24
４　改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記 ―― 25

第２節　相互会社の登記

第１　設立に関する登記 ―― 26
監査等委員会設置会社の場合 ―― 26
第２　役員に関する登記 ―― 28
１　監査等委員である取締役が就任した場合 ―― 28
２　監査等委員である取締役が退任した場合 ―― 29
(1) 任期満了の場合 ―― 29
(2) 辞任の場合 ―― 29
(3) 欠格事由が生じた場合 ―― 29
（参考）任期満了により退任した監査等委員である取締役が，同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合 ―― 30
３　監査等委員である取締役が重任した場合 ―― 31
４　監査等委員会設置会社の定めに関する登記 ―― 32

(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合 32
(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合 34
5 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記 36
(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合 36
(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合 36
6 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記 37
(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合 37
(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合 37
7 社外取締役に関する登記 38
(1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合 38
(2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合 38
第３ 一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記 39
1 監査等委員である仮取締役を選任した場合（保険業法第５３条の１２第２項，同条第９項により準用する会社法第９３７条第１項） 39
2 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合 39
第４ 監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記 40
1 職務執行を停止した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条） 40
2 職務代行者を選任した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条） 40
〔注〕仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合 40
3 職務執行停止の仮処分を取り消した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条） 41
4 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条） 41
5 職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（保険業法第５３条の３７により準用する会社法第９３７条第１項） 42
第５ 解散に関する登記 43
監査等委員会設置会社が解散した場合 43
第６ 経過措置 45
1 会社に対する責任の制限の登記 45
(1) 施行前の登記 45
(2) 施行後の登記 45
2 指名委員会等設置会社に関する登記 46
(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記 46

(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記 46
3 改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記 47

第３節 一般社団法人及び一般財団法人の登記

第１ 一般社団法人の登記 48
1 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する登記 48
(1) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合 48
(2) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を廃止した場合 48
2 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置 49
(1) 施行前の登記 49
(2) 施行後の登記 49
第２ 一般財団法人の登記 50
1 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合 50
(1) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合 50
(2) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を廃止した場合 50
2 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置 51
(1) 施行前の登記 51
(2) 施行後の登記 51

第１節　株式会社の登記

第１　設立に関する登記

１　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成２７年１０月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ２００株
資本金の額	金３００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する
役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎
	監査役　乙　野　次　郎
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成２７年１０月　１日登記

２　監査等委員会設置会社の場合

商　号	第一電器株式会社
本　店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成２７年１０月１日
目　的	１　家庭電器用品の製造及び販売 ２　家具、什器類の製造及び販売 ３　光学機械の販売 ４　前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	４０００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １０００株
資本金の額	金５０００万円
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目１番１号 大和信託株式会社本店
役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎
	取締役　乙　野　次　郎
	取締役　丙　野　三　郎 （社外取締役）
	取締役　丁　野　四　郎
	取締役・監査等委員　戊　野　五　郎 （社外取締役）
	取締役・監査等委員　己　野　六　郎 （社外取締役）

	取締役・監査等　庚　野　七　郎 委員
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎
	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会
支　店	１ 大阪市北区若松町１５番地
	２ 名古屋市中区三の丸四丁目３番１号
	３ 横浜市神奈川区七島町１１７番地
	４ 東京都西東京市本町四丁目１６番２４号
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成２７年１０月　１日登記

第２　役員に関する登記

１　監査等委員である取締役が就任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　乙　野　次　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丙　野　三　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記

2　監査等委員である取締役が退任した場合

(1) 任期満了の場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員 （社外取締役）　甲　野　太　郎	平成２９年１０月　１日退任 平成２９年１０月　６日登記
	取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２９年１０月　１日退任 平成２９年１０月　６日登記

(2) 辞任の場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日辞任 平成２７年１０月　８日登記

〔注〕　死亡又は解任の場合には，原因項目を「死亡」又は「解任」とする。

(3) 欠格事由が生じた場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日資格喪失 平成２７年１０月　８日登記

（参考）任期満了により退任した監査等委員である取締役が，同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	平成２９年１０月　１日就任 平成２９年１０月　６日登記
	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２９年１０月　１日退任 平成２９年１０月　６日登記

〔注〕　任期満了により退任した監査等委員である取締役が，同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因は，「年月日重任」とすることはできない。任期満了により退任した監査等委員である取締役以外の取締役が，同日監査等委員である取締役に就任した場合も同様である。

3　監査等委員である取締役が重任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２９年１０月　１日重任
		平成２９年１０月　６日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　乙　野　次　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　乙　野　次　郎	平成２９年１０月　１日重任
		平成２９年１０月　６日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丙　野　三　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丙　野　三　郎	平成２９年１０月　１日重任
		平成２９年１０月　６日登記

4　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めに関する登記

(1) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止した場合

役員に関する事項	監査役　　甲　野　太　郎	
		平成２９年１０月　１日退任 平成２９年１０月　６日登記
	監査役　　乙　野　次　郎	平成２９年１０月　１日就任 平成２９年１０月　６日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
		平成２９年１０月　１日廃止 平成２９年１０月　６日登記

(2) 新たに監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合

役員に関する事項	監査役　　乙　野　次　郎	平成２５年１０月　１日就任 平成２５年１０月　６日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成２７年１０月　１日設定 平成２７年１０月　８日登記

5　監査等委員会設置会社の定めに関する登記

(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　１日重任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役　丙　野　三　郎 （社外取締役）	
	取締役　丙　野　三　郎	平成２８年　４月　１日重任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役　戊　野　五　郎	平成２８年　４月　１日就任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２８年　４月　１日退任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役・監査等委員　丁　野　四　郎 （社外取締役）	平成２８年　４月　１日退任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役・監査等委員　戊　野　五　郎 （社外取締役）	平成２８年　４月　１日退任 平成２８年　４月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　１日重任
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　８日登記
	監査役　己　野　六　郎	平成２８年　４月　１日就任 平成２８年　４月　８日登記

	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２８年　４月　１日設定　　平成２８年　４月　８日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
	平成２８年　４月　１日廃止　　平成２８年　４月　８日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
	平成２８年　４月　１日廃止　　平成２８年　４月　８日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合

役員に関する事項	取締役　甲野太郎	
	取締役　甲野太郎	平成２７年１０月　１日重任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役　乙野次郎	
		平成２７年１０月　１日退任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役　丙野三郎	
	取締役（社外取締役）　丙野三郎	平成２７年１０月　１日重任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員　乙野次郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丁野四郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　戊野五郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲野太郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲野太郎	平成２７年１０月　１日重任 平成２７年１０月　８日登記
	監査役　己野六郎	
		平成２７年１０月　１日退任 平成２７年１０月　８日登記
	会計監査人　監査法人桜会	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
	平成２７年１０月　１日廃止　　平成２７年１０月　８日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

6　重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記

(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記

(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記
	平成２８年　４月　１日廃止　　平成２８年　４月　８日登記

7　非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記

(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第４２７条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第４２３条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記

(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第４２７条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第４２３条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２５年１０月　１日設定　　平成２５年１０月　８日登記
	当会社は、会社法第４２７条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第４２３条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２７年１０月　１日変更　　平成２７年１０月　８日登記
	平成２７年１２月１５日廃止　　平成２７年１２月２２日登記

8　社外取締役に関する登記（社外監査役の場合も同様）

(1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	
	取締役　　甲　野　太　郎 （社外取締役）	平成２７年１０月　８日社外取締役の登記

(2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎 （社外取締役）	
	取締役　　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日社外性喪失
		平成２７年１０月　８日登記

〔注〕　任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合の原因項目は，一律に「社外性喪失」である。

第３　一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記

１　監査等委員である仮取締役を選任した場合（会社法第３４６条，第９３７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
		平成２７年１２月　３日死亡
		平成２７年１２月１０日登記
	仮取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２７年１２月１５日東京地方裁判所の選任
		平成２７年１２月２２日登記

２　後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　丁　野　三　郎	平成２８年　４月　１日就任
		平成２８年　４月　８日登記
	仮取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２７年１２月１５日東京地方裁判所の選任
		平成２７年１２月２２日登記

〔注〕　後任の監査等委員である取締役が就任したため，仮取締役が資格喪失した場合の例である。後任の役員等の就任の登記をしたときは，仮の役員等の登記を抹消する記号を記録する（商業登記規則第６８条第１項）。

第４　監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記

１　職務執行を停止した場合（会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の決定 平成２７年１２月１０日登記

２　職務代行者を選任した場合（会社法第３５２条，第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者　乙　野　次　郎	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の取締役・監査等委員甲野太郎の職務代行者選任 平成２７年１２月１０日登記

〔注〕　仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者　乙　野　次　郎	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の選任 平成２７年１２月１０日登記

3　職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の決定
		平成２７年１２月１０日登記
		平成２８年　４月　１日東京地方裁判所の取消決定
		平成２８年　４月　８日登記

4　職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者　乙　野　次　郎	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の取締役・監査等委員甲野太郎の職務代行者選任
		平成２７年１２月１０日登記
		平成２８年　４月　１日東京地方裁判所の取消決定
		平成２８年　４月　８日登記

5　職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第９３７条）

役員に関する事項	取締役・監査等　甲　野　太　郎 委員	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
		平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の解任の判決確定
		平成２７年１２月１０日登記
	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成２７年１０月１５日東京地方裁判所の決定
		平成２７年１０月２２日登記

〔注〕　この登記をしたときは，職務執行停止に関する登記を抹消する記号を記録する（商業登記規則第６８条第２項）。

なお，職務代行者が選任されている場合は，職務代行者に関する登記を抹消する記号を記録する（商業登記規則第６８条第２項）。

第５　解散に関する登記

監査等委員会設置会社が解散した場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　乙　野　次　郎	
	取締役　丙　野　三　郎 （社外取締役）	
	取締役　丁　野　四　郎	
	取締役・監査等委員　戊　野　五　郎 （社外取締役）	
	取締役・監査等委員　己　野　六　郎 （社外取締役）	
	取締役・監査等委員　庚　野　七　郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	
	清算人　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　８日登記
	清算人　乙　野　次　郎	平成２８年　４月　８日登記
	清算人　丙　野　三　郎	平成２８年　４月　８日登記
	清算人　丁　野　四　郎	平成２８年　４月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表清算人　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　８日登記

	監査役　　戊　野　五　郎	平成２８年　４月　８日登記
	監査役　　己　野　六　郎	平成２８年　４月　８日登記
	監査役　　庚　野　七　郎	平成２８年　４月　８日登記
	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２８年　４月　１日設定　　平成２８年　４月　８日登記	
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社	
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	
清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成２８年　４月　８日登記	
解　散	平成２８年４月１日株主総会の決議により解散 平成２８年　４月　８日登記	

第６　経過措置

１　会社法の一部を改正する法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合

役員に関する事項	監査役　　乙　野　次　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	 平成２７年１０月　８日登記

2　会社に対する責任の制限の登記

(1) 施行前の登記

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第４２７条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第４２３条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(2) 施行後の登記

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第４２７条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第４２３条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3　指名委員会等設置会社に関する登記

(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	委員会設置会社
	指名委員会等設置会社 平成２６年法務省令第３３号の規定により平成２７年　５月　１日登記
登記記録に関する事項	設立 平成２５年　５月　１日登記

(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	委員会設置会社 平成２５年　６月２７日設定　　平成２５年　７月　４日登記
	指名委員会等設置会社 平成２６年法務省令第３３号の規定により平成２７年　５月　１日登記

4　改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記（社外監査役の場合も同様）

役員に関する事項	取締役（社外取締役）　甲　野　太　郎	
	取締役　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日社外性喪失
		平成２７年１０月　８日登記

〔注〕原因日付は，改正法施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の日（会社法の一部を改正する法律（平成２６年法律第９０号）附則第４条）

第２節　相互会社の登記

第１　設立に関する登記

監査等委員会設置会社の場合

名　称	セントラル生命保険相互会社
主たる事務所	東京都中央区京橋一丁目１番１号
法人成立の年月日	平成２７年１０月１日
目　的	１　生命保険業 ２　他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務 ３　国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受諾その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務 ４　その他前各号に掲げる業務に附帯又は関連する業務
役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎
	取締役　　乙　野　次　郎
	取締役　　丙　野　三　郎 （社外取締役）
	取締役　　丁　野　四　郎
	取締役・監査等委員 （社外取締役）　戊　野　五　郎
	取締役・監査等委員 （社外取締役）　己　野　六　郎
	取締役・監査等委員　庚　野　七　郎
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　　甲　野　太　郎
	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会
公告の方法	電子公告により行う。 ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｓｅｎｔｏｒａｒｕ－ｓｅｉｍｅｉｈｏｋｅｎ．ｏｒ．ｊｐ／ｋｏｕｋｏｋｕ／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ

基金（基金償却積立金を含む。）の総額	金１００億円
基金の拠出者の権利に関する規定	1　当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。ただし、当会社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。 2　当会社は、拠出期日の異なる基金がある場合には、後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全部償却した後に行う。 3　当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。
基金の償却の方法	1　当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てることができる。 2　基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。 3　前各項に定める方法によるほか､総代会の決議により剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。
剰余金の分配の方法	1　決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、損失填補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別途準備金、その他に処分することができる。 2　前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第３０条の４で定める金額に、同規則第３０条第６項で定める比率を乗じた額以上の金額とする。 3　社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。ただし、その全部又は一部を次年度に繰り越すことができる。 4　決算において不足が生じたときは、別途準備金、その他の積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、損失填補準備金、基金償却積立金の順序でこれを填補する。
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成２７年１０月　１日登記

第２　役員に関する登記

１　監査等委員である取締役が就任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　乙　野　次　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丙　野　三　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記

2　監査等委員である取締役が退任した場合

(1) 任期満了の場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員 （社外取締役）　甲　野　太　郎	平成２９年１０月　１日退任 平成２９年１０月　６日登記
	取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２９年１０月　１日退任 平成２９年１０月　６日登記

(2) 辞任の場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日辞任 平成２７年１０月　８日登記

〔注〕　死亡又は解任の場合には，原因項目を「死亡」又は「解任」とする。

(3) 欠格事由が生じた場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日資格喪失 平成２７年１０月　８日登記

（参考）任期満了により退任した監査等委員である取締役が，同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合

<table>
<tr><td rowspan="4">役員に関する事項</td><td>取締役　　甲　野　太　郎</td><td>平成２９年１０月　１日就任</td></tr>
<tr><td></td><td>平成２９年１０月　６日登記</td></tr>
<tr><td>取締役・監査等委員　甲　野　太　郎</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>平成２９年１０月　１日退任
平成２９年１０月　６日登記</td></tr>
</table>

〔注〕　任期満了により退任した監査等委員である取締役が，同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因は，「年月日重任」とすることはできない。任期満了により退任した監査等委員である取締役以外の取締役が，同日監査等委員である取締役に就任した場合も同様である。

3　監査等委員である取締役が重任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２９年１０月　１日重任
		平成２９年１０月　６日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　乙　野　次　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　乙　野　次　郎	平成２９年１０月　１日重任
		平成２９年１０月　６日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丙　野　三　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丙　野　三　郎	平成２９年１０月　１日重任
		平成２９年１０月　６日登記

4　監査等委員会設置会社の定めに関する登記

(1) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　１日重任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役　丙　野　三　郎 （社外取締役）	
	取締役　丙　野　三　郎	平成２８年　４月　１日重任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役　戊　野　五　郎	平成２８年　４月　１日就任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２８年　４月　１日退任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役・監査等委員　丁　野　四　郎 （社外取締役）	平成２８年　４月　１日退任 平成２８年　４月　８日登記
	取締役・監査等委員　戊　野　五　郎 （社外取締役）	平成２８年　４月　１日退任 平成２８年　４月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　１日重任
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　８日登記
	監査役　己　野　六　郎 （社外監査役）	平成２８年　４月　１日就任 平成２８年　４月　８日登記

	監査役　　庚　野　七　郎 （社外監査役）	平成２８年　４月　１日就任 平成２８年　４月　８日登記
	監査役　　辛　野　八　郎	平成２８年　４月　１日就任 平成２８年　４月　８日登記
	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会	

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２８年　４月　１日設定　　平成２８年　４月　８日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成２８年　４月　１日設定　　平成２８年　４月　８日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
	平成２８年　４月　１日廃止　　平成２８年　４月　８日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
	平成２８年　４月　１日廃止　　平成２８年　４月　８日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

(2) 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合

役員に関する事項	取締役　甲野太郎	
	取締役　甲野太郎	平成２７年１０月　１日重任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役　乙野次郎	
		平成２７年１０月　１日退任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役　丙野三郎	
	取締役（社外取締役）　丙野三郎	平成２７年１０月　１日重任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員　乙野次郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　丁野四郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員（社外取締役）　戊野五郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲野太郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲野太郎	平成２７年１０月　１日重任 平成２７年１０月　８日登記
	監査役（社外監査役）　己野六郎	
		平成２７年１０月　１日退任 平成２７年１０月　８日登記
	監査役（社外監査役）　庚野七郎	
		平成２７年１０月　１日退任 平成２７年１０月　８日登記

	監査役　　辛　野　八　郎	
		平成２７年１０月　１日退任
		平成２７年１０月　８日登記
	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会	

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
	平成２７年１０月　１日廃止	平成２７年１０月　８日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成２７年１０月　１日設定	平成２７年１０月　８日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	

5　重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記

(1) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記

(2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記
	平成２８年　４月　１日廃止　　平成２８年　４月　８日登記

6　非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記

(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、保険業法第５３条の３６において準用する会社法第４２７条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記

(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、保険業法第５３条の３６において準用する会社法第４２７条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２５年１０月　１日設定　　平成２５年１０月　８日登記
	平成２７年１２月１５日廃止　　平成２７年１２月２２日登記

7　社外取締役に関する登記（社外監査役の場合も同様）

(1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎	
	取締役　　甲　野　太　郎 （社外取締役）	平成２７年１０月　８日社外取締役の登記

(2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合

役員に関する事項	取締役　　甲　野　太　郎 （社外取締役）	
	取締役　　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日社外性喪失
		平成２７年１０月　８日登記

〔注〕　任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合の原因項目は，一律に「社外性喪失」である。

第３　一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記

１　監査等委員である仮取締役を選任した場合（保険業法第５３条の１２第２項，同条第９項により準用する会社法第９３７条第１項）

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
		平成２７年１２月　３日死亡
		平成２７年１２月１０日登記
	仮取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２７年１２月１５日東京地方裁判所の選任
		平成２７年１２月２２日登記

２　後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員　丁　野　三　郎	平成２８年　４月　１日就任
		平成２８年　４月　８日登記
	仮取締役・監査等委員　乙　野　次　郎	平成２７年１２月１５日東京地方裁判所の選任
		平成２７年１２月２２日登記

〔注〕　後任の監査等委員である取締役が就任したため，仮取締役が資格喪失した場合の例である。後任の役員等の就任の登記をしたときは，仮の役員等の登記を抹消する記号を記録する（各種法人等登記規則第５条により準用する商業登記規則第６８条第１項）。

第４　監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記

１　職務執行を停止した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日就任 平成２７年１０月　８日登記
	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の決定 平成２７年１２月１０日登記

２　職務代行者を選任した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者　乙　野　次　郎	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の取締役・監査等委員甲野太郎の職務代行者選任 平成２７年１２月１０日登記

〔注〕　仮処分決定中，誰の代行者かを特定していない場合

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者　乙　野　次　郎	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の選任 平成２７年１２月１０日登記

3　職務執行停止の仮処分を取り消した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の決定
		平成２７年１２月１０日登記
		平成２８年　４月　１日東京地方裁判所の取消決定
		平成２８年　４月　８日登記

4　職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（保険業法第６４条第３項により準用する会社法第９１７条）

役員に関する事項	取締役・監査等委員職務代行者　乙　野　次　郎	平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の取締役・監査等委員甲野太郎の職務代行者選任
		平成２７年１２月１０日登記
		平成２８年　４月　１日東京地方裁判所の取消決定
		平成２８年　４月　８日登記

５　職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（保険業法第５３条の３７により準用する会社法第９３７条第１項）

役員に関する事項	取締役・監査等　甲　野　太　郎 委員	平成２７年１０月　１日就任
		平成２７年１０月　８日登記
		平成２７年１２月　３日東京地方裁判所の解任の判決確定
		平成２７年１２月１０日登記
	取締役・監査等委員甲野太郎の職務執行停止	平成２７年１０月１５日東京地方裁判所の決定
		平成２７年１０月２２日登記

〔注〕　この登記をしたときは，職務執行停止に関する登記を抹消する記号を記録する（各種法人等登記規則第５条により準用する商業登記規則第６８条第２項）。

なお，職務代行者が選任されている場合は，職務代行者に関する登記を抹消する記号を記録する（各種法人等登記規則第５条により準用する商業登記規則第６８条第２項）。

第５　解散に関する登記

監査等委員会設置会社が解散した場合

役員に関する事項	取締役　甲　野　太　郎	
	取締役　乙　野　次　郎	
	取締役　丙　野　三　郎 （社外取締役）	
	取締役　丁　野　四　郎	
	取締役・監査等委員　戊　野　五　郎 （社外取締役）	
	取締役・監査等委員　己　野　六　郎 （社外取締役）	
	取締役・監査等委員　庚　野　七　郎	
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表取締役　甲　野　太　郎	
	清算人　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　８日登記
	清算人　乙　野　次　郎	平成２８年　４月　８日登記
	清算人　丙　野　三　郎	平成２８年　４月　８日登記
	清算人　丁　野　四　郎	平成２８年　４月　８日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目３番１号 代表清算人　甲　野　太　郎	平成２８年　４月　８日登記

	監査役　　戊　野　五　郎	平成２８年　４月　８日登記
	監査役　　己　野　六　郎	平成２８年　４月　８日登記
	監査役　　庚　野　七　郎	平成２８年　４月　８日登記
	会計監査人　　監　査　法　人　桜　会	

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成２８年　４月　１日設定　　平成２８年　４月　８日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成２８年　４月　８日登記
解　散	平成２８年４月１日社員総会の決議により解散 平成２８年　４月　８日登記

第６　経過措置

１　会社に対する責任の制限の登記

(1) 施行前の登記

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会計監査人との間に、保険業法第５３条の３６において準用する会社法第４２７条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(2) 施行後の登記

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会計監査人との間に、保険業法第５３条の３６において準用する会社法第４２７条に規定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

2　指名委員会等設置会社に関する登記

(1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	委員会設置会社
	指名委員会等設置会社 平成２６年法務省令第３３号の規定により平成２７年　５月　１日登記
登記記録に関する事項	設立 平成２５年　５月　１日登記

(2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記

指名委員会等設置会社に関する事項	委員会設置会社 平成２５年　６月２７日設定　　平成２５年　７月　４日登記
	指名委員会等設置会社 平成２６年法務省令第３３号の規定により平成２７年　５月　１日登記

3　改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記（社外監査役の場合も同様）

役員に関する事項	取締役（社外取締役）　甲　野　太　郎	
	取締役　甲　野　太　郎	平成２７年１０月　１日社外性喪失
		平成２７年１０月　８日登記

〔注〕原因日付は，整備法施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の日（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第９１号）第４４条第３項）

第３節　一般社団法人及び一般財団法人の登記

第１　一般社団法人の登記

１　非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する登記

(1) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記

(2) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を廃止した場合

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条の規定により、外部理事との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２２年　４月１５日設定　　平成２２年　４月２２日登記
	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２７年１０月　１日変更　　平成２７年１０月　８日登記
	平成２７年１２月１５日廃止　　平成２７年１２月２２日登記

2　外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置

(1) 施行前の登記

外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条の規定により、外部理事との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２２年　４月１５日設定　　平成２２年　４月２２日登記

(2) 施行後の登記

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条の規定により、外部理事との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２２年　４月１５日設定　　平成２２年　４月２２日登記

第２　一般財団法人の登記

１　非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する登記

(1) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を設定した場合

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する第１１５条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、同法第１９８条において準用する第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２７年１０月　１日設定　　平成２７年１０月　８日登記

(2) 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度の規定を廃止した場合

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する第１１５条の規定により、外部理事との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２２年　４月１５日設定　　平成２２年　４月２２日登記
	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する第１１５条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、同法第１９８条において準用する第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２７年１０月　１日変更　　平成２７年１０月　８日登記
	平成２７年１２月１５日廃止　　平成２７年１２月２２日登記

2　外部役員等の法人に対する責任の限度に関する登記の経過措置

(1) 施行前の登記

外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する第１１５条の規定により、外部理事との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２２年　４月１５日設定　　平成２２年　４月２２日登記

(2) 施行後の登記

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する第１１５条の規定により、外部理事との間に、同法第１１１条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成２２年　４月１５日設定　　平成２２年　４月２２日登記